

○常総衛生組合職員の育児休業等に関する条例

令和2年3月30日

常総衛生組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項（育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第14条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 常総衛生組合の育児休業等については、常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。